

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 29 年 7 月 14 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 5件

厚生年金保険関係 5件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第1700028号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第1700107号

第1 結論

請求者のA社（現在は、B社）における平成17年8月5日の標準賞与額を18万円、平成19年4月25日の標準賞与額を10万円に訂正することが必要である。

平成17年8月5日及び平成19年4月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年8月5日及び平成19年4月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成17年8月5日
② 平成19年4月25日

A社に勤務した期間のうち、請求期間①及び②の賞与の記録がない。請求期間に事業所から賞与の支払を受け、当時の賞与明細書を提出するので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B社から提出された請求者に係る賞与の支給明細書及び同社の預金通帳の写しにより、請求者はA社から請求期間①は18万円、請求期間②は10万円の賞与の支払を受け、当該賞与から請求期間①は18万円、請求期間②は10万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社の担当者は、各請求期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては、当時の資料がなく不明と陳述しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第1700112号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第1700108号

第1 結論

請求者のA社における平成15年7月4日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

平成15年7月4日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月4日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年7月4日

年金事務所からの通知により、A社における請求期間の標準賞与額の記録が漏れていますことを知った。請求期間について、賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていることを示す賞与支給明細表を提出するので、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者及びA社から提出された賞与支給明細表、同社の回答及びB健康保険組合の回答により、請求者は、平成15年7月4日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う上限となる標準賞与額（150万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年7月4日の賞与について、資料の保管はないものの、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出し、厚生年金保険料についても納付したと回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないとから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1700106 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1700109 号

第1 結論

請求者のA社における平成 15 年 7 月 4 日の標準賞与額を 150 万円に訂正することが必要である。

平成 15 年 7 月 4 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 15 年 7 月 4 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 15 年 7 月 4 日

年金事務所からの通知により、A社における請求期間の標準賞与額の記録が漏れていますことを知った。請求期間について、賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていることを示す賞与支給明細表を提出するので、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者及びA社から提出された賞与支給明細表、同社の回答及びB健康保険組合の回答により、請求者は、平成 15 年 7 月 4 日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う上限となる標準賞与額（150 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 15 年 7 月 4 日の賞与について、資料の保管はないものの、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出し、厚生年金保険料についても納付したと回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないとから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第1700145号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第1700110号

第1 結論

請求者のA社における平成15年7月4日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

平成15年7月4日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月4日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成15年7月4日

年金事務所からの通知により、A社における請求期間の標準賞与額の記録が漏れていますことを知った。請求期間について、賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていることを示す賞与支給明細表を提出するので、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された賞与支給明細表、A社の回答及びB健康保険組合の回答により、請求者は、平成15年7月4日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う上限となる標準賞与額（150万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年7月4日の賞与について、資料の保管はないものの、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出し、厚生年金保険料についても納付したと回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないとから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第1700151号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第1700111号

第1 結論

請求者のA社における平成15年7月4日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

平成15年7月4日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月4日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和25年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成15年7月4日

年金事務所からの通知により、A社における請求期間の標準賞与額の記録が漏れていますことを知った。請求期間について、賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていることを示す賞与支給明細表を提出するので、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された賞与支給明細表及び預金通帳により、請求者は、平成15年7月4日にA社から賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う上限となる標準賞与額（150万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年7月4日の賞与について、資料の保管はないものの、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出し、厚生年金保険料についても納付したと回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないとから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。